

平成 26 年 5 月 27 日

各 位

会社名 ジャニス工業株式会社
代表者名 取締役社長 山川 芳範
(コード 5342 名証第2部)
問合せ先 取締役経営管理部長 富本 和伸
(TEL 0569-35-3150)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分要領

【自己株式処分に係る募集の場合】

(1) 処 分 期 日	平成 26 年 6 月 10 日
(2) 処 分 株 式 数	普通株式 130,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 148 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	19,240,000 円
(5) 募 集 又 は 処 分 方 法 (処 分 予 定 先)	第三者割当による処分 (株式会社名古屋銀行)
(6) そ の 他	該当事項はありません

2. 処分の目的及び理由

当社は、保有する自己株式の活用について検討してまいりましたが、今回その一環として財務体質の強化ならびに将来にわたる安定株主の確保を目的および理由として、本件第三者割当による自己株式処分をすることといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払 込 金 額 の 総 額	19,240,000 円
② 発 行 諸 費 用 の 概 算 額	—
③ 差 引 手 取 概 算 額	19,240,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途（および支出予定時期）

自己株式の処分については、当社の経営戦略に基づく処分先との関係強化を目的とするものであり、自己株式の処分により調達した資金については、株式会社名古屋銀行の株式取得代金に充当します。支出予定時期は平成 26 年 8 月です。なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、処分先である株式会社名古屋銀行との間で、預金及び借入金等に関する銀行取引を行っております。今後、株式会社名古屋銀行との関係強化を図り、財務基盤の強化、継続企業として事業安定を図ることが重要と考えております。この目的に資するものであるため、自己株式の処分による調達資金の資金使途として合理性があるものと判断しております。

今回の自己株式の処分により調達する資金は、株式会社名古屋銀行の株式取得に充てますので、当社と株式会社名古屋銀行との関係強化に資することとなり、当社の企業価値の向上、ひいては既存株主への利益にもつながると考えられ、当該資金の使途には合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額については、平成 26 年 5 月 27 日開催の取締役会決議の直前 1 ヶ月（平成 26 年 4 月 27 日から平成 26 年 5 月 26 日まで）の株式会社名古屋証券取引所第 2 部における当社株式の終値平均値 148 円（円未満切捨）といたしました。

なお、直近 1 ヶ月における当社株式の終値平均値を採用したのは、特定の一時点を基準とせず一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

当該価額 148 円については、取締役会の開催日である平成 26 年 5 月 27 日の前営業日（5 月 26 日）の当社普通株式の終値 147 円との乖離率が+0.68%（小数第 2 位以下を四捨五入）、直近 3 ヶ月間（平成 26 年 2 月 27 日から 5 月 26 日まで）における当社株式終値の平均値 148 円（円未満切捨）との乖離率が 0.00%（小数第 2 位以下を四捨五入）、直近 6 ヶ月間（平成 25 年 11 月 27 日から平成 26 年 5 月 26 日まで）における当社株式終値の平均値 147 円（円未満切捨）との乖離率が+0.68%（小数第 2 位以下を四捨五入）、となり特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 3 名（うち 2 名が社外監査役）から、上記算定根拠による処分価格の決定は適正・妥当であり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当該自己株式の処分数は 130,000 株で、当社発行済株式総数に占める割合は 0.68%（本自己株式処分前の総議決権数に占める割合は 0.71%）であることから、株式の希薄化および流通市場への影響は軽微であると考えております。また本件は、金融機関との関係強化並びに安定株主の確保によって、当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

(1) 名 称	株式会社名古屋銀行
(2) 所 在 地	名古屋市中区錦三丁目 19 番 17 号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 中村 昌弘
(4) 事 業 内 容	銀行業
(5) 資 本 金	25,090 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 24 年 2 月 24 日
(7) 発 行 済 株 式 数	205,054,873 株（平成 25 年 9 月 30 日現在）
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	（連結）2,062 名（平成 25 年 9 月 30 日現在）
(10) 主 要 取 引 先	事業法人、金融法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	—

(12) 大株主及び持株比率 (平成25年9月30日現在)	株式会社三井住友銀行	5.03%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4.68%	
	株式会社みずほ銀行	4.11%	
	名銀みのり会	3.78%	
	日本生命保険相互会社	3.54%	
	明治安田生命保険相互会社	3.54%	
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社は当該会社と預金及び借入金等に関する銀行取引を行っております。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連結純資産	172,661百万円	195,410百万円	206,889百万円
連結総資産	3,172,177百万円	3,236,427百万円	3,299,106百万円
1株当たり連結純資産(円)	826.81円	936.60円	991.57円
連結経常収益	66,455百万円	62,602百万円	61,994百万円
連結経常利益	5,950百万円	8,433百万円	10,140百万円
連結当期純利益	2,089百万円	6,223百万円	5,440百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	10.20円	30.41円	26.58円
1株当たり配当金(円)	6.50円	6.50円	6.50円

※ 処分先である株式会社名古屋銀行は、株式会社東京証券取引所第一部及び株式会社名古屋証券取引所第一部に上場しており、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表しております。また、処分先は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」、同行ホームページに掲載の「反社会的勢力等への対応についての基本方針」において、反社会的勢力とは断固として対決する旨を確認しております。当社は、処分先、処分先の役員及び主要株主等が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

(2) 処分予定先を選定した理由

当社と処分先である株式会社名古屋銀行は、継続した取引関係を有しております。今後も株式会社名古屋銀行との関係強化を図り、本募集株式を引き受けていただくことで中長期的視点での両社の事業拡大と企業価値の向上に資すると考えられるため、同社を割当先とする本自己株式処分を行うことといたしました。

(3) 処分予定先の保有方針

処分先からは、処分する株式の保有方針について、中期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。当社は、処分先であります株式会社名古屋銀行に対して、自己株式処分の期日（平成 26 年 6 月 10 日）から 2 年間について、割当自己株式の全部または一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称および譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面で報告すること、当社が当該報告内容等を証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であり内諾を得ております。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、処分先である株式会社名古屋銀行の第 96 期第 3 四半期報告書（平成 26 年 2 月 12 日提出）及び平成 26 年 3 月期決算短信（平成 26 年 5 月 13 日提出）を閲覧し、財務状態の健全性が維持されているものと認められること、払込期日（平成 26 年 6 月 10 日）時点における現預金残高が第三者割当の払込に要する資金を上回る見込であることを確認しており、払込に要する資金については問題がないものと判断しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成 26 年 3 月 31 日現在）		処分後	
タカラスタンダード株式会社	14.61%	タカラスタンダード株式会社	14.61%
ジャニス工業取引先持株会	8.39%	ジャニス工業取引先持株会	8.39%
株式会社三菱東京UFJ銀行	4.74%	株式会社三菱東京UFJ銀行	4.74%
株式会社LIXIL	4.69%	株式会社LIXIL	4.69%
株式会社三井住友銀行	3.05%	株式会社三井住友銀行	3.05%
伊奈輝三	2.99%	伊奈輝三	2.99%
三井住友信託銀行（常任代理人日本トラ スティア・サービス信託銀行株式会社）	2.60%	三井住友信託銀行（常任代理人日本トラ スティア・サービス信託銀行株式会社）	2.60%
伊奈喜代	2.11%	伊奈喜代	2.11%
株式会社木村技研	1.89%	株式会社木村技研	1.89%
ジャニス工業従業員持株会	1.78%	ジャニス工業従業員持株会	1.78%

(注) 1. 持株比率は、発行済株式数に対する所有株式数の割合を記載しております。

2. なお、平成 26 年 3 月 31 日現在、自己株式数は 782,730 株（4.08%）ですが、表中には記載しておりません。

8. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微です。

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項)

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 3 4 条に定める独立した第三者からの意見の入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（非連結）

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	4,467百万円	4,716百万円	5,013百万円
営業利益	211百万円	248百万円	251百万円
経常利益	228百万円	268百万円	270百万円
当期純利益	147百万円	220百万円	233百万円
1株当たり当期純利益	8.03円	11.99円	12.60円
1株当たり配当金	2円	5円	3円
1株当たり純資産	123.63円	134.21円	142.07円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	19,167,715株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始値	108円	127円	152円
高値	128円	161円	160円
安値	85円	110円	135円
終値	125円	153円	148円

② 最近6か月間の状況

	平成25年 11月	12月	平成26年 1月	2月	3月	4月
始値	154円	148円	145円	143円	150円	148円
高値	154円	150円	156円	155円	155円	150円
安値	145円	135円	143円	143円	144円	145円
終値	148円	145円	143円	150円	148円	145円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年5月26日
始値	147円
高値	147円
安値	147円
終値	147円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

10. 処分要項

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 処分期日 | 平成 26 年 6 月 10 日 |
| (2) 処分株式数 | 普通株式 130,000 株 |
| (3) 処分価額 | 1 株につき 148 円 |
| (4) 処分価額の総額 | 19,240,000 円 |
| (5) 募集又は処分方法 | 第三者割当による処分 |
| (6) 処分先 | 株式会社名古屋銀行 |
| (7) その他 | 該当事項はありません。 |

以 上